

空き家情報バンクへの登録から売却までの流れ

①事前準備

- 家族、親戚の同意を得る
- 登記名義を整理、相続登記・抵当権の有無
- 売却価格・売却条件・売却時期を整理
- ※⑧の契約交渉段階で掲載時の価格を引き上げようとし、トラブルになった事例があります。価格等の条件は事前にしっかりとご検討ください。
- 建物状態の整理
増改築履歴、修繕履歴、シロアリ駆除証明等の確認
- 建物状況調査を依頼（別紙参照）※推奨

②登録申込書提出

- 「空き家活用事業登録申込書」を市民活動推進課窓口へ提出
※申請様式は市民活動推進課窓口もしくは長門市定住支援サイトからダウンロード可能です。

③物件調査

- 定住支援員による現地調査実施（物件概要書・間取図を作成）
※立会いが難しい場合は、事前にご相談下さい。
※建物の状態によっては、登録できない場合があります。

④登録完了

- 現地調査結果に基づき登録の可否を決定し、登録通知書、物件概要書・間取図、内容確認書を送付

⑤内容確認

- 概要書・間取図の内容を確認後、内容確認書を返送

⑥情報公開

- 内容確認書に基づき、長門市定住支援サイトへ情報掲載

⑦物件内覧

- 移住希望者の内覧予約を受付し、内覧実施（市職員立会い）

⑧契約交渉

- 契約希望者とのマッチング、市から所有者の連絡先を利用希望者へ通知します。※価格交渉や条件交渉等は所有者と契約希望者の当事者同士で責任をもって行っていただきます。市で仲介は行っておりません。

⑨契約締結

- 契約書を交わす
※後のトラブルを防止するため、宅地建物取引士や司法書士に依頼することを推奨しています。
- 契約締結後、空き家情報バンク登録を抹消
- 空き家情報バンクで成約の場合、不要家財処分の補助金・成約報奨金の申請可※契約締結後、事前申請が必要です。各種要件もありますので、事前にご相談ください。

※空き家情報バンクの登録期間は2年です。2年経過後は、改めてお申し込みをいただくことで再登録が可能です。

※空き家情報バンクへご登録いただいた場合も、管理については引き続き物件所有者様に行っていただきます。

（公社）長門市シルバー人材センターが「空き家管理サポート事業」を行っております。遠方にお住まいで、空き家の管理にお悩みの方はご活用ください。